解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年三月二十三日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

東京都新宿区神楽坂一丁目一番

初台サンハイツマンション建替組合

代表清算人　新井　俊幸

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

富山市長附四三番地六

特定非営利活動法人わかくさ

清算人　加瀬　愛子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月二十二日石川県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

石川県白山市湊町ヨ一四六番地

財団法人呉竹文庫

代表清算人　竹内　信孝

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年三月二十九日東海市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

愛知県東海市名和町狐廻間一番地

東海名和寺徳土地区画整理組合

清算人代表　小島　正康

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年四月一日付けをもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

大阪市住之江区浜口東二丁目三番二二号

財団法人日本服飾デザイン技能検定協会

代表清算人　杉本忠三郎

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

大阪府豊中市北桜塚四丁目一一番一八号

財団法人豊中市水道サービス公社

清算人　阪口　博

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年七月二十四日開催の組合会の議決により平成二十三年三月三十一日で解散したので、当組合に債権を有する者は、平成二十三年九月三十日までにお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

兵庫県明石市岬町三三―一

明石浦国民健康保険組合

代表清算人　戎本　裕明

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

兵庫県姫路市田寺東二丁目四番一号

職業訓練法人姫路地域職業能力開発協会

代表清算人　南都　彰

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

青森県十和田市西十三番町三〇番八号

ＮＰＯ法人カルチャーセンターとわだ

清算人　気田　伸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十月三日開催の社員臨時総会の決議により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

茨城県つくばみらい市小張四七八五番地沼尻和夫方

特定非営利活動法人いきいき・サポート

代表清算人　金子　豊子

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

東京都港区西新橋一丁目六番二一号

財団法人道路保全技術センター

代表清算人　高橋美知代

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

静岡県袋井市大谷一〇五〇番地

社団法人大谷報徳社

清算人　西村　和泉

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為に定めた存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

京都府福知山市字内記一三番地の一

財団法人福知山市開発公社

代表清算人　小西　健司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十二月二十五日開催の社員総会の決議により平成二十二年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

兵庫県明石市相生町二丁目二番一七号

特定非営利活動法人アジアパシフィック

交流協会

清算人　弓山　洋一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

奈良市登大路町四八番地　財団法人興福会

代表清算人　髙野　正樹

解散公告（第二回）

当法人は、理事会及び評議員会の議決により、平成二十三年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

愛媛県今治市東門町五丁目八四〇番四

職業訓練法人東予情報処理技術振興財団

清算人　長野　和幸

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月十五日開催の社員総会（理事会・臨時総会）の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十一日

新潟県新潟市中央区東大通一丁目一番一号

三越・ブラザー共同ビル七階

社団法人新潟県雇用開発協会

清算人　成田　史男